

鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 3 月 31 日 (水) 号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火, 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

○鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (税 務 課 取 扱 い) 1

条 例

鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 3 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 25 号

鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 税 条 例 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 条 例 第 23 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 100 条 の 3 第 1 項 及 び 第 2 項 中 「同 条 第 4 項」 の 次 に 「又 は 第 5 項」 を 加 え, 同 条 第 3 項 中 「同 条 第 2 項」 の 次 に 「又 は 第 3 項」 を 加 え る。

附 則 第 16 条 の 4 第 2 項 中 「令 和 3 年 3 月 31 日」 を 「法 附 則 第 12 条 の 2 の 10 第 2 項 に 定 め る 期 間 の 末 日」 に, 「同 条 第 2 項」 を 「第 100 条 の 3 第 2 項」 に 改 め る。

附 則 第 17 条 第 1 項 第 1 号 中 「平 成 20 年 3 月 31 日」 を 「平 成 22 年 3 月 31 日」 に 改 め, 同 項 第 2 号 中 「平 成 22 年 3 月 31 日」 を 「平 成 24 年 3 月 31 日」 に 改 め, 同 条 第 2 項 中 「, 当 該 自 動 車 (自 家 用 の 乗 用 車 及 び キ ャ ン ピ ン グ 車 等 (以 下 こ の 条 及 び 次 条 に お い て 「自 家 用 の 乗 用 車 等」 と い う。) を 除 く。) が 平 成 30 年 4 月 1 日 か ら 平 成 31 年 3 月 31 日 ま で の 間 に 初 回 新 規 登 録 を 受 け た 場 合 に は 令 和 元 年 度 分 の 自 動 車 税 の 種 別 割 (法 第 177 条 の 10 第 1 項 又 は 第 2 項 の 規 定 に よ り 当 該 自 動 車 の 所 有 者 に 対 し て 月 割 を も つ て 課 さ れ る も の に 限 る。) に 限 り, 当 該 自 動 車 が 平 成 31 年 4 月 1 日 (自 家 用 の 乗 用 車 等 に あ つ て は, 令 和 元 年 10 月 1 日) か ら 令 和 2 年 3 月 31 日 ま で の 間 に 初 回 新 規 登 録 を 受 け た 場 合 に は 令 和 2 年 度 分 の 自 動 車 税 の 種 別 割 に 限 り」 を 削 り, 同 条 第 3 項 中 「掲 げ る 自 動 車」 の 次 に 「(同 条 第 2 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の を 除 く。)」 を 加 え, 「, 当 該 自 動 車 (自 家 用 の 乗 用 車 等 を 除 く。) が 平 成 30 年 4 月 1 日 か ら 平 成 31 年 3 月 31 日 ま で の 間 に 初 回 新 規 登 録 を 受 け た 場 合 に は 令 和 元 年 度 分 の 自 動 車 税 の 種 別 割 (法 第 177

条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車等にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「第12条の3第2項(第4号及び第5号を除く。)」を「第12条の3第2項第1号から第3号まで」に、「, 自家用の乗用車等」を「, 自家用の乗用車及びキャンピング車等(以下この条及び次条において「自家用の乗用車等」という。)」に改め、同条に次の2項を加える。

5 法附則第12条の3第5項に掲げる自動車(自家用の乗用車等を除く。)に対する第101条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第2の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第12条の3第6項に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(同条第5項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第101条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第3の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第22条に次の1項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の6の2第1項及び第3項並びに第18条の2第3項の規定の適用については、附則第5条の6の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第18条の2第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例(令和2年鹿児島県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、鹿児島県税条例第35条第2項の改正規定中「第53条第54項」を「第53条第62項」に改め、同条例附則第6条の2の3第1項の改正規定中「第35項」に」の次に「, 「法人税割額から」を「法人税割額(同条第42項(同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した金額とする。)から」に」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。